

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

| | | |
|----------------------------|----------------------|---|
| 処 分 の 名 称 | | 屋外広告物等変更、改造許可 |
| 根拠条例・規則名 | | さいたま市屋外広告物条例 |
| 条 項 | | 第 1 3 条 第 1 項 |
| 所 管 部 課 | | 都市局 北部都市計画事務所 都市計画指導課 (電話 048-646-3178) 都市局 南部都市計画事務所 都市計画指導課 (電話 : 048-840-6178) |
| 審 査 基 準 | 基 準 (未設定の場合はその理由) | 次の要件のすべてを満たしていること。 (1) 条例第9条の禁止広告物でないこと。 (2) 施行規則第7条の許可の基準に適合していること。 (3) 上端の高さが地上から4メートルを超える広告物にあつては、条例第18条第2項に規定する管理者を設置していること。 |
| | 設定等年月日 | 平成 15 年 4 月 1 日設定 平成 22 年 1 0 月 1 日最終改正 |
| 標 準 処 理 期 間 | 期 間 (未設定の場合はその理由) | 1 5 日 |
| | 設定等年月日 | 平成 1 5 年 4 月 1 日設定 平成 年 月 日最終改正 |
| 備 考 | | |